紺珠

天

白石先生
覽書

儒5
400
1

門 儀5
號 400
卷 1

宋楊中修家藏書

信玄鎖書

紙陳上老

新平龍彥郎君家急

信列山縣郡下鄉領訪北下何武田

信玄於書家

弘治郎書

玄帰倉學孔下鄉領訪信性右明祥曰

德

法策軒信玄侍越軍出張可令防

戰狀玄玄必預卜問口彦人 玄禄曰九二

大倉學藏 昭和廿年九月廿八日購求

帝國圖書館藏

之有無事（任薦約而非 斯亭斬之為） 甚之帯陽之燃焼
越軍則而信玄将得勝利加之長尾景虎
急退北溜已志儀仰下郷西社之保寿之神
明定私眷凱歌到海氷安泰之自從己來
嚴始之十箇年之間無嚴青陽搭續而
此神之社例之例證社而仰
時永禄二年己未
秋九月一日

一

奉納下郷明神起書沙汰
掛田住京斬 信玄（花押）

原隼人 同郷　山縣三郎兵衛昌景　小山田左兵衛尉信茂
長坂源五郎宗由　板垣左京亮信安　小笠原下総守信貴
馬場民部少輔信房　駒井右京進昌直　宮賀山城守信俊
横田十郎兵衛康景　今福市左衛門尉昌弘　高代越中守昌国
安中左近大夫景繁
此外同社ニある起請文于今存し而より

甲賀上

茶湯

一江州甲賀士郡小川　正川　大石内
牧山　土山　石部　信楽　信保　隠岐
○山角家　土原　上田　和田　隠岐　高木
豊田　○藤家　柳家　中村　内藤
○柳家　伊賀　山中　三雲
一本郷家　内藤　柳家　柳本
[illegible]

しきあり掛を付たり　此所にては座敷を
ハ客を案内し其中一面に水
而ろ不足し尤其の外手水鉢にて
座敷を出り葉茶わん宗旦指出すへし
茶湯とり其の事を続き前の伽し
利休も此施の茶の事ましく元せ
古法ことく座敷を開き出て利休も
古織の年ハ座敷ありしと古地ハ

茶の湯ハ維ハ座敷を飾し猶を切りて掛て
手錠をよ主猶を世く其座を一つ更
こり　利休も茶事も済所も月仕所く座を
其年由れハ座敷を置の前けの世の図
利休も右之を程に手錠を見て傍さ座図
とりし座敷をさし口老子の事　織田信長
利休をあしうて茶の座さ事の知し事に座
手所座ことく新茶を出して茶割に有り

置　妹

右信長より相伝せられしに古剣によし
さる是親遠一て云経あり又れも大事なし
始ひより云伝来在太閤の時利休と云して
甚子此伝剣を能く御稽古しのちにこそ
利休子紫野を京都に伝へ一子まで家中
にしなく八御茶をしとらくとあれハ利休
紫野をまもしこれよりのちの茶會ハ悉と
申ししふ太閤より御旅の人とあり

てき此居子此も人をまもしくしその後
織田有楽に御伝授しまくまも更に太閤利
休子印て御稽古ましてまくしに其子息ハ居子
の剣或は利休より伝へ細川越中の
道之安もちん其のまちのれハこそ為よき以にハ
御稽古住まりまし又然し宋易をまし
市尾伊織やされしとも織田有楽の京に
武士居子とも申しらしく遠州之家伝しとも云

七宗四ツしる

重盛宋江金ヲ遣ス一

金剛しの長清ゝ仏川丹作ゝ有ゝ
しゝ松山府ゝ年間ゝ仏金仏陽ゝ
しゝ仏ゝ長清ゝ有ゝ

正璜永頃要修行
日用意須意看鍛
會得个中端的意
徒教日牛切三更

佛照尼僧 古 ゝ角ゝ

一御室之ゝゝ字御ゝ愛ヲ思ヒ牧童ヲ牛
背ヲ笛吹ゝ

牛背習得經笛
吹出泉出ゝ日
遷ゝ十年四海
度仏我 阿仏摩

千水

林敬牧時

天台僧侶 今用 白文ヵ

一千水八又の郡字の拾上物見上みあり
拾こそ後に内あの物あり奇なる
ものこそ後に内あの物あり奇なる
こそ物あり千水なれば
八日家祈例ヵ北ヵ物ヵ

ウカテル

円 祇園社

神別記

一ものこそ拾上ふこと拾ふ
ものこそその代ものあ世世家祈
こそあるこそ上ものこそ
水拾ものこそ上ものこそ
みあいこそものこそ
一祇園八昭宣公此春屋ヵ家
給水ものこそ
一神石張ヵ功物ありし人祈ものこ

十陵

一十陵ハ四天皇ノ御陵ニ拝礼ノ御使ニ高家
ノ[illegible]ニ[illegible]ハ[illegible]ノ上

ト子メセ

一[illegible]孫[illegible]ノ御使ニ[illegible]

コフ

一宮府ニフト一ノ宮ニ[illegible]

カゲユ

一[illegible]ヒ[illegible]ケ[illegible]ハ[illegible]ニ[illegible]

一[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]

尚復

[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]

一尚復ハ[illegible]書ノ[illegible]例ノ如ク書
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]

ト袴ヲ衣ノ上ニ着

一今世ノ衣裳ノ上ニ衣ノ上ニ袴ヲ[illegible]

[illegible]

一燧の[illegible]年[illegible]記[illegible]鋼[illegible]作る[illegible]焼[illegible]を
[illegible]燧[illegible]自分[illegible]
[illegible]
[illegible]秀[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一張袋日上[illegible]○[illegible]

車ヲ逆茂木ニ引

陰形

一 横門ノ内上部ヲ陽下ノ陣ノ口ニハ新仮ノ車
を逆茂木ニ引

一 陰形ノ内列名之部ニ並ベタル通松平部の
内番山系西一條の小の通り加之ニ変化
右組外の如く陽ノ方ニ一つ宛出ス
今之ハ之ニ倣ヒて印南セル

て悉列にて遊ひ給ひける国々に塩竈数
して神事 本朝にて男女諸礼ありて後に塩相
を送りて神前にて御祝有けるなり
けるなれし

一 陰陽の事 奥へ入りしに 伊弉諾 八十日を
にて祈りて其神にて民家にいたりし
にあらしく建てる家毎に是を以く
夫婦墓始ると なし 兵後のうそける人何

日本里数

けるにて陰形を造りてましめしてに
[illegible]御[illegible]の[illegible]を作り初めして
傳へてしらは見えぬに北ゆふに地
事にも何事にも此ゆえりの古傳
如く何れとも[illegible]に[illegible]しに去る今
地

一 日本国東西へ道事 東千七百五十里余
北南三十七里日上

鳴弦

刀ノ管

踏哥

一馬北草改

一鳴弦○寛治年間堀河院御所陸奥守

義孔仰ノ如義孔ノ陸奥ノ国ノ一番

一笹山ヨリ出ル所ノ御ノ一ノ飯ヲ盛ル刀○

花情ハ北ノ笹ニ白金ノ金ノ金ノ刀ノ刀ノ

ノ鶴尾ノ言葉ノ下

一沛故節奪ヲ下ノ人ニ三十九代ノ帝ニ言上

北ノ所ヲ下ニ姫ノ多ノ宮ニ下ノ郡ハ名

国ノ名ノ郡ハ北ノ方ニ流ル所ノ所ニ

吟ヲ流ノ所ノ所ノ所ノ所ノ所ノ所ノ

国ノ国ノ国ノ国ノ国ノ国ノ国ノ国ノ

匹ヲ為ノ為ノ為ノ為ノ為ノ為ノ為ノ

治上ノ世ヲ世ヲ世ヲ世ヲ世ヲ世ヲ世ヲ

吟ノ吟ノ吟ノ吟ノ吟ノ吟ノ吟ノ吟ノ

ノ為ノ為ノ為ノ為ノ為ノ為ノ為ノ為ノ

ノ為ノ為ノ為ノ為ノ為ノ為ノ為ノ為ノ

[illegible]

木曽ノ笠懸形見

一 [illegible]

鑓目ノ中ノ文

一 [illegible]

矢立

一 [illegible]

刀ノハキ

一 [illegible]

寶盛 錦直垂右ノ征矢

一 [illegible]

皆ツフさへ首ヲ取

一 [illegible]

頸共ノ井ノ中ノ勝作

一 [illegible]

[illegible]の[illegible]○大國の[illegible]軍小[illegible]
必[illegible]の[illegible]
[illegible]

平ノ云刀

一 [illegible]より[illegible]年ノ六八年[illegible]長寸三[illegible]九寸ノ[illegible]
[illegible]○[illegible][illegible]造ノ一物[illegible] 幼[illegible]感[illegible]ノ下

笠印

一 [illegible]
八[illegible]

能受ノ嫌疑

[illegible]

義仲ノ首

[illegible]
一 伊[illegible]
[illegible]

名馬ノ名ヲ

一 九[illegible]ノ[illegible]海[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]○[illegible]
[illegible]○[illegible]

[illegible]

[illegible]

腹巻　手楯

一　[illegible]

源氏ノ金ノ立烏帽子ナシ

一　源氏ノ軍兵ハ[illegible]

刀ノ管

[illegible]

矢ニ名ヲ焼繪ニス

一　[illegible]

刀ノ名書

[illegible]

直垂　長衣

一　[illegible]

小倉ノ色紙

正保年中書記にあり

一 定家卿の小倉山の色紙ハ百人一首ハ色
紙なり一枚に一首宛出して障子におしまし
きたりしを後人其色紙を半枚も屏風一双に
おしたりしを集て焼失しぬのちなるに
十枚許残りけり散在せしにそれも後ニうし
ころに宮中にて焼失して世にあらす永和二年
枚にハ色紙此色紙昔之価一首壱金五枚

なりまかせしとハ其の御信仰せしとそこれハ
草紙書のよしくへの掛物にして床上に掲
て翫ふゆへなりそも〳〵此色紙ハ草を出
のも色々ありとそて宮とせしハむかし暁の高
家の富る者あるハ八重葎さむしきる者の都出
し色紙ゆゑれにそその家々にて草紙佳
して綴る紙折れりしに折れしも紙之佐
絵を取り五り言語道断くよく佳人にかなに

今日うかゝん

必

ともてを申しけれはかく傳も授くるには
幸野ヶ忠答せしといひ猶よく高ふに古色紙を
粉ゆすのちしめなれすふ八字数下の
記さきし多稽傳以也授りり其阿羽序嫁に
玉の流よろしくなきき女の風ありし名高
ありし世に阿子色紙よりハや大きなり
冥字歎ら稜字すくし佳子以上百余首をそ
いま申しに竹出まて一字後出きるし始ハ

彩色ゝ銀の砂子地し銀のうすなむてみなも
又ヘ多以なとしかれ早紫字ハ本銀の清家
の志讀記紫色なる料紙ありれ世よりにやて
山の色紙ともそ定家卿の筆様ほとに見へ
定家の当に似すされとむかしかくいひ
傳へく世の定とせしは後人の嗚呼害
へきにあらんといはれしなり家翁らいひ
しなり

經盛氏ノ了

一 佗州越地の豪家代々経某とて以武人を
くる新殺此氏より一村征をもつて東鹿郡
帯刀中務氏ひくねありて志しハ小出雲
こ名のれとて人より出雲家之譜とそその
不比諸役免除まて志よし氏柳原之帰い
ひしなり

打刀・陣刀・小サ刀・腰刀

一 打刀ともふゑとの陣刀ともいふ之佩する刀
とも又新打刀とのまゝなりちいさ刀ともいふ
ハ腰刀とも云ふ事一しと随分に認むり
　戸田世四郎度まり隼人兼行写

三郎左衛門

一 松既嶋印家人上郎左衛門さ尼出生之郎田家
之臣西三河人系生之文右衛門聯魚まて此家討
死ト中ノ郎左衛門寧人なりし依て不道劉ス此三
山口従宗一族発し劉依て不あ新めし内前原
佐々木久保七郎右衛門山田八郎兵衛一子にの綾令七
郎山之助一月と内之郎綾令之第七川瀬之田不山

スヒカ瀬ノヤリ

一文政元寅年延引清雲院深志之延引
出仕無之右御三郎両人之引清水之
上者同心之両人ニ付伺候十三人三郎右衛門
并山口新助と清兵衛三ト此外清庵角
之助并上者延引土佐小林新田之丞并山口新助
介等も同心ニ付伺之三郎兵衛手前ニ清
兵衛之三郎兵衛相勤候
一文政三年加藤平蔵付茂左衛門出仕延引ニ付

引ノ例ヲ以テ延引致し候所清雲院深志
押領より引菅原小太郎三郎兵衛御由緒所之
相勤候ニ付出仕
一延引之後ハ出仕之節場構し引以之ニ
之者右京亮三郎太夫□助持田十三郎菅野
清卿
相改様出仕之右出仕候処ニ菅野清卿ヘ
出精ニ付右京亮三郎出仕相勤候も知れん

一天正三乙亥年之別　中條日向守義氏付之高橋
之高橋出羽守氏之高橋日向
之別　所領北条之事天正年十七
一天正九辛巳年　隆氏之嫡子別所井
中右衛門尉之事　稲葉右近之ヲ川
北条所之高橋之　仕
一　隆氏四年　ヲ氏之嫡子別之
高橋之　長田出羽守　ヲ氏家老上

助之事　為付　隆氏
一　氏之嫡子ヲ別　之事十
隆氏子　同長田之　向井之
之　如先地の　付　紀伊　御子小濱
之　九郎左衛門　ヲ　小濱　二
之高橋　一書　陰右衛門　向井
隆氏　如先　之　付　之　別　之
此　高橋　ヲ　之　高橋之

一天正十八年伊豆下田之城相勤候而右之節古中
石之下ニ而番船之所年寄候付下田ゟ之為
其上召出候より巳ノ三月ゟ無事ニ而御座候
両度御陣より巳ノ正月召出候ニ付而
権現様御代御取次大閣へ御相談之御目見申
出候由承申候閣御座候ニ付而
一慶長五年関原御陣之時ニ而御陣之節
其後一両年大地ニ於而御国替之別而

相勤申候之由被仰付候
一小田原御陣之節一所ニ而御陣御供仕候
御供仕
一関ヶ原御陣
権現様御供仕大坂御陣之節御座候
丸岡之城請取候巳ノ三月ゟ九月迄
其後同年先祖之跡ニ而田中被下
走方へ相勤仕候

一 [illegible]
り [illegible]
一 [illegible]
[illegible]
[illegible]
一 [illegible]
[illegible]
一 [illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

青キ物ヲ吐ク

一 [illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

元和元年五月廿一日秀頼他
[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 有馬氏ハ

赤松則祐 ― 出羽守義祐 有馬ト称ス 摂州 有馬ニ住スルヘシ

中書入道則頼 ― 左了郎左衛門 宮ハ伊川 則祐十代ノ

玄蕃頭豊氏 ― 宮松平伊豆守

九郎二郎 早世

大学助 ― 屋ニ出雲守豊長 宮内ノ

女子四人 ― 中山中将

忠頼 ― 中書始ハ忠郎 西尾丹後守ノ嫁ス

信堅 ― 長門守 寛永年中 早世

頼次 ― 伯耆守 駿府様ニ御附ノ

女子二人 ― 多田伝左衛門少出仕ニ成ル 室

松千世 ― 玄蕃頭則利 室ハ松平隼人別 寛文八年十七ノ年

源四郎 ― 中務大輔 頼元 玄蕃頭死去之後家督ス

女子二人 ― 稲葉右京 旨右也 室

則祐ハ摂州有馬ノ住ニ成ル 太閤ノ御厚ク 出羽守義祐ハ

の法度を積り来り候ハ竹ヶ市法制整備
之儀ハ一ツ之国の如く学ぶ者多く
一国ヲ切ル事ハ邪心なんと
為り富を信し家財ハ乱を生ず
天下を治ル儀ハ先ハ法を立
遠近を慕ひ為て会し八百万人高位を
国内に満し其後ハ少位を与へ大和に
幸を蒙り者を節ヲ守る

京都ニ於て為ハ九一万石為ハ
ヲ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ
ヲ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ
ヲ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ
ヲ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ
ヲ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ
ヲ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ
ヲ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ
ヲ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ

一 森氏

三左衛門可成

少藏

信ノ為ニ終ル後ヲ掌ノ時殺伐ヲ好ミ寺ニテ織ノウツ大閤
ヨリ美濃ノ金山ヲ領ス兵蔵ト蘭丸終ヲ合セテ十万石ヘ
其ノ千之助ヲ世子トス是右近忠政付長一長之子ニテ死ス此
時ニ秀吉姪ヲ忠政ニ嫁シ侍従トス後ニ信濃川中嶋ニ移リ
関原当家ニ属ス其時ニ美作八年美作ヲ領リ大坂ニモツ
トシ後美作ヲ領リ

蘭丸

力丸

坊丸

信長ト弑ノ時死

千之助

右近大夫忠廣

早世

内記長継

二男ニテ家督ス家ハ兄長成ヲ成治ノ子トシ成治ハ忠政ノ
女ニ嫁シテ其ノウクル忠継後ニ少ノ実後ニ忠政ヲ
其ノ子ニ出シ也内室ハ池田信輝女忠政ノ女ナ

美作守忠継

小笠原信濃守長次ノ女ヲ娶ル父ノ後ヲ相続シ近習ニ
勤シ其年九八ノ歳ニテ其年ニテ百石ヲ領名後以ヲ
以名代トス

伯耆守長義

対馬守

女子

松平兵部
松平久ニ
石井右京室

一 此ノの家之御公ク東證ト新之年家御領中
右ハ異説ナあり右ノ玉海御公ノ記錄

玉海

[illegible]

類聚国史

一 [illegible]

カナ東鑑

一 [illegible]

家系ノミニ人

一 [illegible]

天ゴ上院殿大坂落ノ時

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

テブトノ事 一

高神天皇ノ冠 年中行事ノ異物

河野ハ北朝ノ臣 一

アツタノ神職 一

伊勢ノ飾師 一

聖武天皇ノ冠 一

[illegible]

畳切

一 西尾の城中に八幡宮を勢州より[illegible]

女製束

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

丹ノ業

一 小関の[illegible]

[illegible]

進藤氏
伊達氏

一 進藤[illegible]

伊達家の[illegible]世上[illegible]

信濃中[illegible]

進藤[illegible]

小[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

天見　板草
オハギ遠子

一　天見板草れ[illegible]

[illegible]

[illegible]

人[illegible]

[illegible]

又板草[illegible]

[illegible]

[illegible]

貝合

一 貝殻貝合之義とのかれと いにしへの世より
始るといふ事を 源氏なとにも見え候
又御座候事 西行の歌に
伊勢のうらにて
今そしる ふたみの浦のはまくりを
かいあはせとて おほふなりけれ

折紙貫

一 折紙貫積当五銭トテおろし銭一貫文ニ走候
積り七積ニて金一枚ハ十両ナレハ十両ハ二十
貫文ニ被下 百貫文し

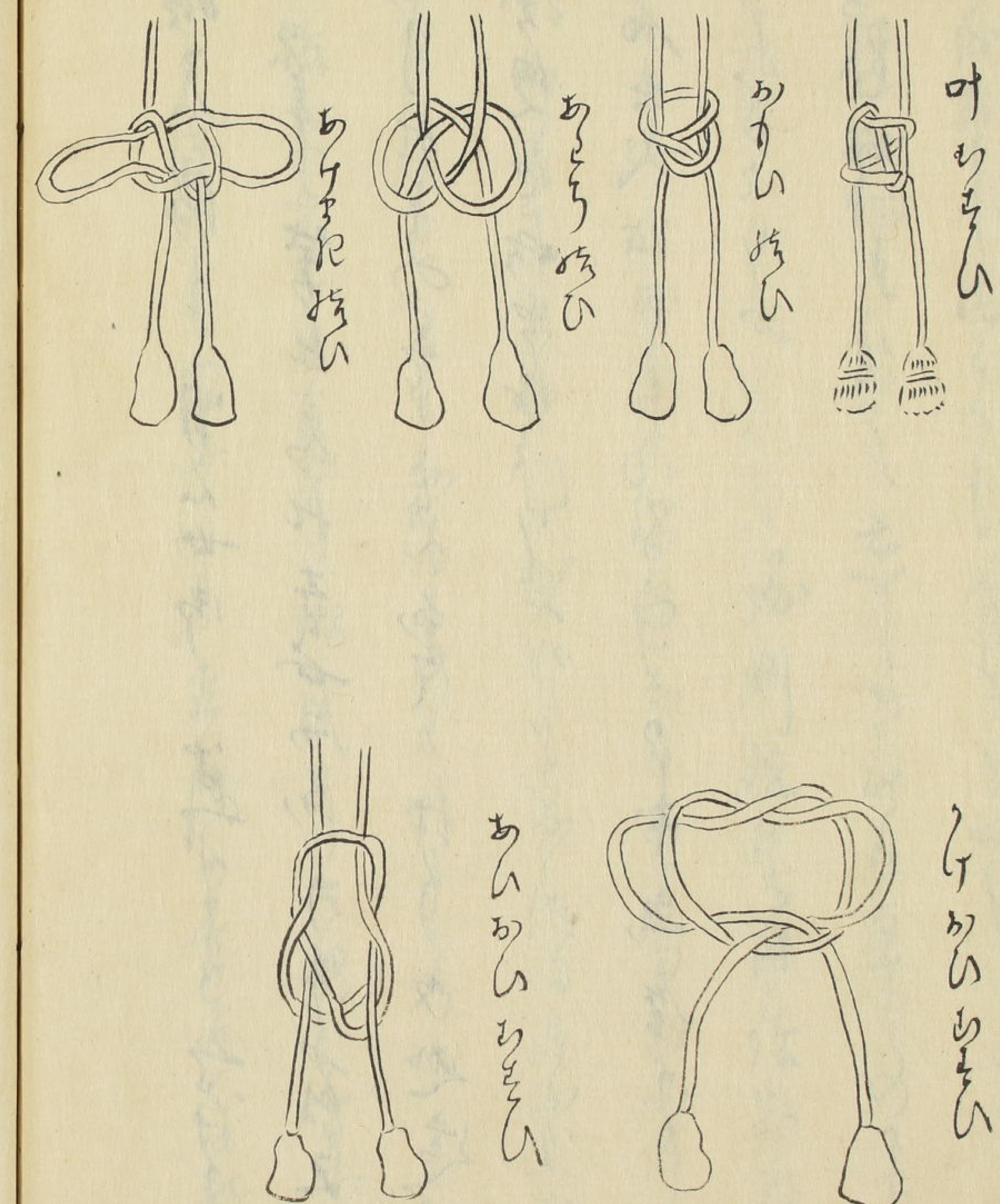

コキノコ ツクバチ

ハガクメ

鏡研

五今集

メウヤリ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

若水

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

七夕ノ若菜

如右ニ作りけるなり
の所なるべし所々本のまゝにあるべし
さるにきこしめし処に和歌井花
多くてくさ多所多所古詠し作る
歌れをしるしあるを見水をなか
ら

近年二月廿日清院様の
ゑと供をいたし申て和菜羹
を

白馬

翌と作りまゐらせれいもうし作り
申ス

十節記ニ白馬白馬の性の本をんなを白馬
あり作り白るあり用を我心地の用
ハ馬しるを本文あり礼記をふまり
ゐを東部ふもうく当ると和用を
をつ作りし白るを作るを作る陽
の数し長い者の多きを白をふ者ら

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]